

轉行所望事  
 少將中信任階一  
 出仕書分心代  
 中書永三年秋春利仙藉以來  
 奉公分二十年  
 當時中書令一人  
 下局 軒代  
 今雖相重は理若依兄弟と並可有是也  
 之妨り也 然者 唐信通 信邦は未中始  
 唐の兄弟相並し 自ら行方 官初  
 今及 襄長  
 朝廷者 誰  
 三品 密 誰  
 其 同 七  
 其 年 三  
 國 通 何  
 書 分 各

省於祖父重益跡者以重通父太郎次  
 永仁六年三月十七日配  
 又為未分之間及嫡庶  
 為家替之条 去年十月  
 而五代鑑 蹟及文書  
 腹柳留之由 重通申之  
 息帶持之旨 雖稱之於  
 分之上 謹據 示 分明  
 先日 成敗 訖 然則 務 必  
 者可 渡 重通 也 者 依 鍾 龜

# 古文書に親しむ

特集陳列

二〇一三年七月二日(火)～八月二十五日(日)  
 東京国立博物館本館16室

Tuesday, July 2 — Sunday, August 25, 2013, Room 16, Honkan, Tokyo National Museum

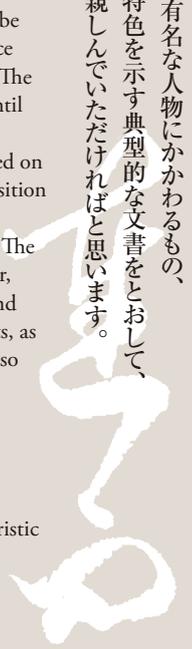
Thematic Exhibition Reading Japanese Historical Documents

福之河 日 東 中 門  
 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

Writing etiquette was valued in Japan from ancient times. According to the content as well as the relationship between the sender and recipient, various rules were to be followed in writing styles, choice of paper, and sealing methods. The Letters and documents from until the end of the Edo period (late 19th century) are mainly studied on themes such as styles of composition and content, procedures and functions, and related features. The material, handwriting, ink color, writing style and brushwork, and method of sealing of documents, as well as their provenances, are also topics of research.

This exhibition introduces Japanese historical documents through examples related to historical figures and through distinctive documents characteristic of each time period.

古文書とは、一般的に差し出し人と受け取り人があり、  
 用件などを伝えるもので、ほとんどの場合は日付がある、  
 江戸時代までの文書といえます。  
 日本では、古くから書面上での礼儀を重んじたので、  
 差し出し人と受け取り人との関係や、  
 内容などによって、文書の様式、使用する紙、  
 封のしかたまで、さまざまな決まりがありました。  
 そのため、文書の作成、内容、特色などの様式、  
 手続きや役割、それぞれの関連、  
 さらには材料、筆跡、墨色、書風、封式などの形態、  
 伝来などが主な研究テーマとなっています。  
 陳列では、有名な人物にかかわるもの、  
 各時代の特色を示す典型的な文書をおして、  
 古文書に親しんでいただければと思います。



十三年ぶりの昇進を実現させた文書  
重要文化財 申文（転任所望之事）

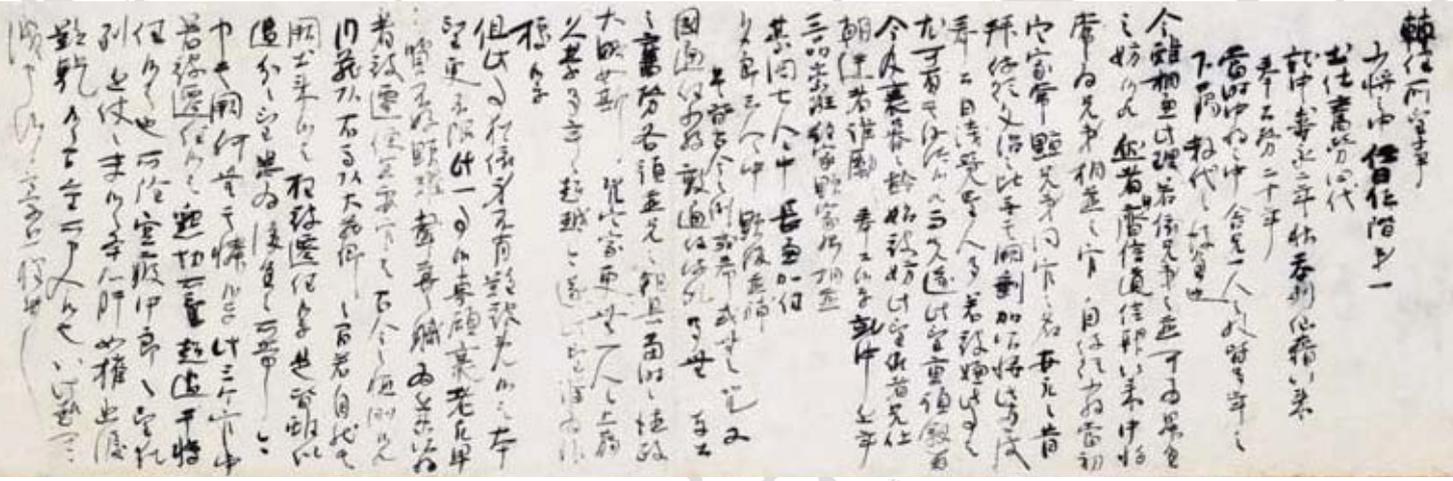
鎌倉時代の公卿・歌人である藤原定家（一一六二～一二四一）が、左近衛少将から左近衛中将に転任することを希望した申文です。申文とは、もとは下位のものから上位のものに差し出す上申文書の一つで、解文・申状ともいいます。平安時代以降は、諸官人が昇進などを朝廷に申請するために提出する文書をさすようになりました。文中では自分の経歴、兄弟や同僚との比較などを詳しく記して、転任を希望する十分な理由があることを説明しています。その結果、建仁二年（一一〇二）十月、左近衛権中将に昇進し、宿願を果たしました。

御家人の一所懸命  
嘉元四年（一一三〇）四月十六日  
中原重通讓状并関東安堵外題

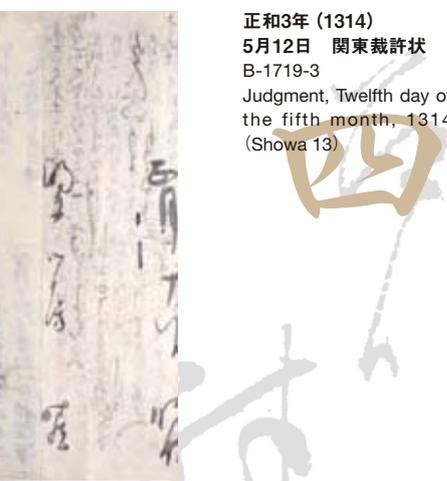
中原重通が香宗我部郷地頭職を嫡子（家を継ぐ人）四郎秀頼に讓与した讓状です。以前、幕府は御家人が所領を讓つたときの安堵（保証）には、政所下文・関東下知状を出していましたが、嘉元元年より、讓状の袖（右端）などに「任此状、可令領掌之由、依仰下知如件」の文言と日付を記し、執権・連署が署判する手続きに変更しました。

袖には正和三年（一一三一）五月二十日付の執権北条熙時の安堵外題があり、これをうけて、翌年四月十七日に重通が奥書を加えています。もし庶子中に惣領の命に背く者があればその所領を没収して惣領にまかせることを明記しているのは、極めて珍しいことです。

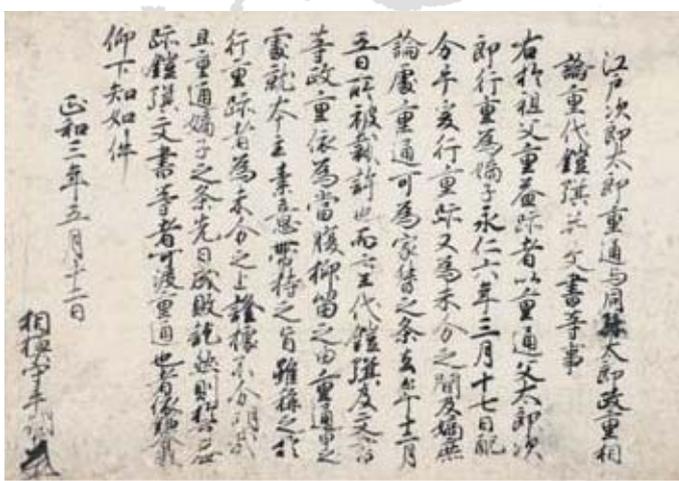
「任此状可被領掌之由、依仰下知如件」  
正和三年十二月廿日 相模守（花押）  
讓与／土左国香我美郡内香宗我部郷地頭職事  
四至限東大里庄塚鎌田繩畢自皇子西山際限南大海



申文（転任所望之事）  
藤原定家筆  
鎌倉時代・13世紀  
B-2369  
Letter of Entreaty,  
By Fujiwara no Teika  
(1162-1241)  
Kamakura period,  
13th century



正和三年(1314)  
5月12日 関東裁許状  
B-1719-3  
Judgment, Twelfth day of  
the fifth month, 1314  
(Showa 13)



江戸次郎太郎重通と同孫太郎政重相論重代鑑旗并文書等事  
右始祖父重通者以重通父太郎次郎行重為嫡子永仁六年三月十七日配分年爰行重年又為未分之間及嫡庶論重通可為家督之条在年五月五日所被裁許也而五代鑑旗及文書等事政重依為當後御留之由重通申之重就本主素意常持之旨雖稱之於行重跡者為未分之上證據不分明哉、且重通嫡子之条先日成敗跡證旗文書等者可渡重通也若依後重通仰下知如件  
正和三年五月十二日  
相模守平朝臣

遺産をめぐる裁判の判決  
正和三年（一一三一）四月五月十二日  
関東裁許状

江戸重通と同政重の間で争われた、鑑・旗と文書などをめぐる裁判について、鎌倉幕府の執権・連署が出した判決文です。書き出しは、裁判の内容を記した事書で、以下、原告と被告のそれぞれの主張に続く幕府の判決は次のとおりです。

政重は父行重のかねてからの考えによつて鑑・旗と文書などを保管していると主張していますが、行重の遺産の配分は行なわれていない上に、自分が父行重の考えで保管しているとする証拠も明らかではありません。すでに重通を嫡子とする判決が出ているので、政重は、祖父重益の遺産である鑑・旗と文書などを重通に引き渡すべきです。

江戸次郎太郎重通と同孫太郎政重相論重代鑑旗并文書等事、  
右始祖父重通者、以重通父太郎次郎行重為嫡子永仁六年三月十七日配分畢、爰行重跡又為未分之間、及嫡庶論處、重通可為家督之条去年十二月／五日所被裁許也、而重代鑑旗及文書／等、政重依為當後御留之由重通申之／処、就本主素意常持之旨雖稱之、於行重跡者為未分之上證據不分明哉、且重通嫡子之条先日成敗訖、然則於重益／跡證旗文書等者可渡重通也者、依鎌倉殿／仰、下知如件、  
正和三年五月十二日  
相模守平朝臣（花押）

再利用された手紙  
（年未詳）五月十三日金沢貞顕書状  
「諸寺院文書」のうち  
金沢貞顕（一一二七八～一一三三三）は、鎌倉時代末期の執権で、京都と鎌倉の関係や幕府の内部の緊張した状態を解決しようと活躍し、また赤松氏と金沢氏軍の整備につとめた。赤松

五

右於当郷者為勲功之賞、自先祖秋家・秋通拝領以來／至于重通六代相伝知行無相違者也、而守器量以四郎／秀頼為嫡子相副、關東代々御下文御下知以下調渡証文等／所令譲与也、且至男以下得分親拾伍人（加後家并孫千世／寿丸分定）者、以郷内田畠令分与者也、仍所相副面々讓状、案文并／目錄等者也、任彼状等可令存知沙汰、若又依關東六波羅御事令馳參懸／領之時者、可令支配段別肆拾文用途於庶子分其外不可有万難／公事、將又秀頼無男子者、舍弟等中仁撰器量之仁可令譲与不可相伝女子・養子、仍為後日之龜鏡、讓状如件、

嘉元四年丙四月十六日 中原重通（花押）

「このために（無考）をかきをくわうるところ／也、一事たりといふとも、このむねをそ／むかんともからにきててハ、ふけうとして／そりやう（進止）しんしたるへき也、よてをく／かきの状、如件、四月十七日 重通（花押）」

天皇の命令を伝える特別な宿紙  
(年未詳) 五月四日  
伏見天皇綸旨

綸旨とは藏人が天皇の命令を受けて、藏人の名前で出す形の文書です。伏見稲荷の祭礼の支出について手続きを許可したものです。料紙は使用済みの書状などを漉き返した宿紙で、紙の中に文字の墨や色素が残っているため薄墨色です。

(文末部分)

其沙汰之旨、所被仰下也、／恐々謹言

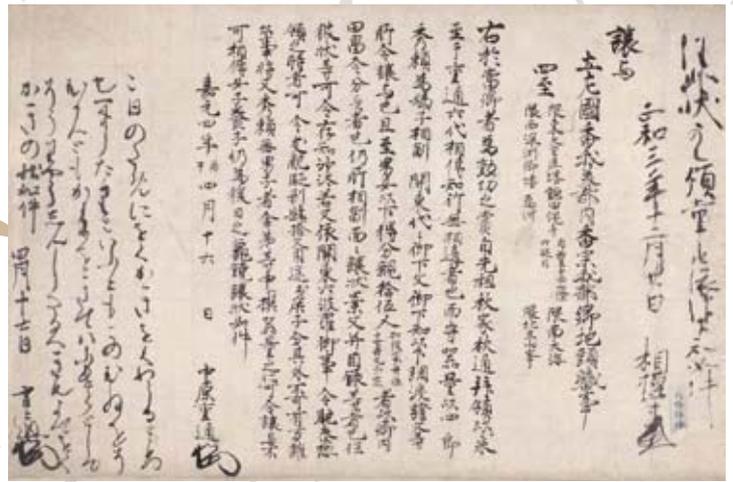
五月四日 宮内卿頭資

東寺執行御坊

(年未詳) 5月4日  
伏見天皇綸旨 B-1715  
蜷川式胤氏寄贈  
Imperial Order of Emperor  
Fushimi, Fourth day of  
the fifth month



嘉元4年(1306)4月16日  
中原重通讓状并關東安堵外題  
B-2060-1  
香宗我部順氏寄贈  
Application of Transfer and  
Government Approval,  
Sixteenth day of the fourth  
month, 1306 (Kagen 4),  
from Documents Kept by the  
Kosokabe Family



明徳2年(1391) 5月晦日  
足利義満御判御教書  
B-1860  
砂川丑太郎氏寄贈  
Official Announcement with  
the Signature of  
Ashikaga Yoshimitsu,  
Last day of the fifth  
month, 1391 (Meitoku 2)



(年未詳) 5月13日金沢  
貞顕書状 B-1721  
Letter of Kanezawa  
Sadaaki (Thirteenth day  
of the fifth month, year  
unknown)



これらの文書の特徴は、裏に聖教を書くため、文字のある面を向かい合わせて打紙（湿らせた紙をたたいて表面を滑らかにする）をしたときに、一方の文書の文字が移る「影字」が残っていることです。この書状は、貞顕が銀阿に祈禱などのお札（巻教返事）をしたときのもので、裏面に聖教があり、一緒に伝わった文書（図版右部分）に「影字」があることから、もとは「金沢文庫文書」の一部であったことがわかります。

去年御内御巻教御返事／進候之間、連々令申候之処、／只今被出候、被取進之候、付／年号せられ候て、をかれ候へ／候、奉行者諸岡中務丞／にて候、恐惶謹言、  
五月十三日 貞顕  
方丈進之候

文書が伝える將軍義満の人柄  
明徳二年(一三九一) 五月晦日  
足利義満御判御教書  
「白河結城家文書」のうち

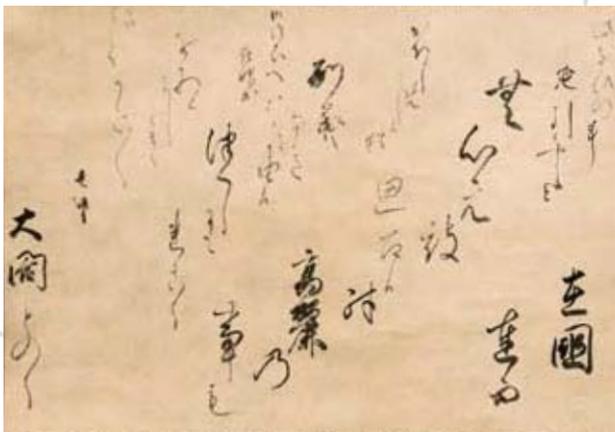
將軍足利義満(一三五八〜一四〇八)が白河満朝に対して陸奥国高野郡の領掌を安堵する旨を伝えた御教書。義満の花押は右袖で、充所は省略して、文中に記すなど、もつとも尊大な書式です。

(花押)

陸奥国高野郡事、貞治／六年二月十九日安堵等明鏡之上／者、白河左兵衛尉満朝可令／領掌之状如件、

明徳二年五月晦日

秀吉の出兵を止めようとした文書  
 (年月日未詳)後陽成天皇女房奉書  
 (大閤とのへ)後陽成天皇筆

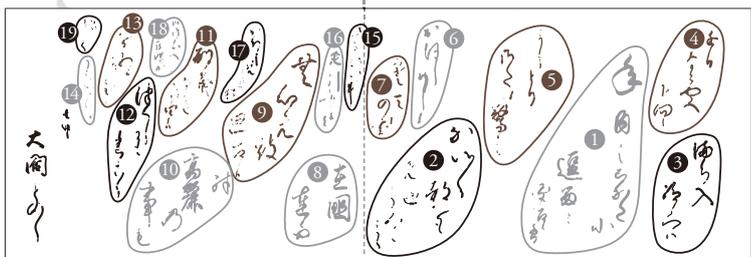


(年月日未詳) 後陽成天皇  
 女房奉書(大閤とのへ)  
 後陽成天皇筆  
 安土桃山時代・16世紀  
 B-2879  
 太田松子氏寄贈  
 Letter from Emperor Goyozei  
 to Toyotomi Hideyoshi  
 (Date unknown)  
 Azuchi-Momoyama period,  
 16th century

後陽成天皇(一五七一)一六一七)が、朝鮮出兵で肥前名護屋に下向しようとする豊臣秀吉を、遠回しに諫めた文書です。女房奉書とは、もとは女官(勾当内侍)が天皇の仰せを奉じて作成する仮名書きの様式の書状で、鎌倉時代初期よりはじまったと思われる。この文書のように、天皇自身が書いた場合も女官が天皇の意を奉じて出した形をとります。

この様式で文書を出す理由は、天皇が個人的に質問あるいは私的な用を命じるためであると考えられています。本文は独特の女房言葉で、いわゆる「散らし書き」で書かれたものが多くみられます。本紙と礼紙を重ねた状態で書きはじめ、礼紙にも書くときは重ねたまま裏返しに続けます。

本文の最後の「大閤とのへ」は宛名で、その右横にあるのが「切封墨引」の跡です。本紙と礼紙を背中合わせに重ねたまま、左奥から右端に向かって巻いていくと、ちょうど宛名の部分が表示になります。



- 1 年内者こなたに逗留と聞召候間、
  - 2 ないく都をも見廻たるへさま、
  - 3 まち入給候へハ、
  - 4 近日なこやへ下向候
  - 5 よし、とりさた候、驚き
  - 6 おほしめし候、
  - 7 寒天の刻、
  - 8 在国達而、
  - 9 無心元被思召候、
  - 10 殊高麗之事も
  - 11 別義なき由候、
  - 12 つくしにもれきく
  - 13 をられ候よし候ま、
  - 14 かたく
  - 15 此たひの事
  - 16 延引候やうにと
  - 17 おほしめし候、猶
  - 18 御つかいへ被仰出、
  - 19 あなかしく、
- (切封墨引)  
 大閤とのへ



③巻いた後、紐で結び、封をします。

④宛名「大閤とのへ」

①本紙の右端に切れ目を入れて紐状にします。②本紙と重ねたまま、奥から巻きま

用語解説

【花押】書判とも。文書の差し出し人が、自分の出した文書である証明としてその名を自署した。はじめ楷書行書体がしだいに草書化し、一種の様式化したもの。

【関東御教書】鎌倉幕府の執権・連署が將軍の意を奉じて出す命令書。書き止めは「依鎌倉殿仰下知如件」(かまくらどののおおせにより、げちくだんのごとし)。内容が裁許の場合は関東裁許状とよぶ。

【関東御教書】「みきようじよ」とも。執権・連署が將軍の意を奉じて出す。書き止めは「依仰執達如件」(おおせにより、しつたつくだんのごとし)。

【安堵外題】一枚の紙に二つの文書があるいわゆる「複合文書」の一つで、讓状の袖の余白に鎌倉幕府の執権・連署の下知状を記したのも。

【御判御教書】將軍自ら花押をすえた御教書。花押の位置は、①袖、②日下(日付の下)、③年月日の次行の三通りがあり、袖判は略式で最も尊大、日下の御判は丁寧で、年月日次行はとくに鄭重。

【執権】鎌倉幕府の職名。幕政を統轄した最高の職。第三代將軍源実朝のとき北条時政が就任し、以後、北条氏が世襲した。執権とならんで審判する職が連署。

【紙背文書】不要となった後、その裏面を再利用されたことで現在に伝わった文書。通常では保存されない貴重な文書が含まれることもある。

【宿紙】文字のある紙を崩して漉き返しをすると、薄墨色となる。「宿」の字は旧・久の意味を持つ。

【讓状】財産や権利を他人に譲与する際に作成する文書。処分状とも。「讓渡」「讓与」で書き出し、「讓状如件」で書き止めることが多い。

【礼紙】書状を一枚の紙に書き上げた場合、さらに白紙を重ねて、相手への敬意をあらわすときの白紙をいう。

本陳列は科学研究費補助金「古文書データベース」の研究成果公開の一環として実施するものです。

平成二十五年七月二日発行  
 執筆・高橋裕次(東京国立博物館)  
 編集・翻訳・東京国立博物館出版企画室  
 デザイン・制作・D CODE  
 発行・東京国立博物館 ©2013 東京国立博物館

